公益社団法人日本セラミックス協会細則

2025 年 5 月 16 日理事会承認
（2025 年 6 月 5 日第 100 回定時総会で東海支部と北陸支部の統合承認後に発効）

（総則）
第 1条 本会の運営は、法令及び定款に定めるもののほかはこの細則による。

第 1章 支部

（支部の設置）
第 2条 本会は定款第51条第1項に基づき7つの支部を設置し、その名称と区域は以下の通りとする。

(1) 東北北海道支部
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
(2) 関東支部
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県及び長野県
(3) 東海北陸支部
岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県及び福井県
(4) 関西支部
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
(5) 中国四国支部
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
(6) 九州支部
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

2 会員の所属する支部は、会員住所に従うものとする。
3 海外在住会員は、本部の直属とする。

（支部の運営）
第 3条 支部は、本細則及び理事会で別に定める支部通則によるほか、各支部が定める支部運営規程により運営する。
2 前項の支部運営規程の制定は、支部長・部会長会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、改訂は、支部長・部会長会議議長が理事会に報告するものとする。

（支部長）
第 4条 支部長は、支部長・部会長会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、会長が支部長を委嘱する。
2 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。
3 支部長は、支部の状況を随時担当副会長に報告し、重要な事項については理事会の承認を得なければならない。

（支部の分離と統合）
第 5条 支部の分離又は統合については、理事会及び総会の決議を得なければならない。

（変更の手続）
第 6条 総会において支部変更が決議されたときは、当該支部は1ヶ月以内に支部運営規程及び支部役員の名簿を理事会に提出し理事会の承認を得なければならない。

（経 費）
第 7条 支部には、経費の一部を支給する。
2 前項の支給額は、固定部分と前年度12月末において各支部に所属する会員数に比例する部分から構成され、理事会で決議される。

第 2章 会員

（正会員の種類）
第 8条 本会の定款第6条第1項に定める正会員の種類は以下の通りとする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した者
(2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会した法人または団体並びにそれらの事業所
(3) 教育会員 大学以外の学校教育に従事している者
(4) シニア会員 会員歴10年以上かつ満年齢60才以上で申請のあった者および会費一括納入制度適用者のうち 65 歳以上の者
(5) 永年継続会員 会員歴30年以上で満年齢75歳以上の者

（入会金および会費）
第 9 条 入会を希望する者は、別表．1に定める入会金を納めなければならない。

1　正会員および学生会員は、別表．2(a)に定める年会費を当該年度の4月30日までに納めなければならない。ただし、別表．2(b)に定める会費一括納入制度会費を一括納入した者については毎年の会費を徴収しない。
2　会費の納入が 3ヶ月以上おくれた会員には、学術論文誌及び協会誌の閲覧資格を停止する。
3　退会時の会費の払い戻しについては理事会の定めるところによる。（事務処理内規）
4　会費の滞納が1年以上に及ぶときは、定款第12条第1号の定めにより退会したものとみなす。

（会員の種類の変更）

第　10条　会員が、その種類もしくは特別会員がその級を変更しようとするときは書面もしくは電磁的方法によって申請し、理事会の承認を得なければない。
2　学生会員が学籍を有しなくなったときは正会員となる。

（会員の権利）

第11条　正会員は、代議員の選任権並びに被選任権を行使することができる。ただし、特別会員にあっては代表登録者とする。
2　正会員および学生会員は、本会の実施する諸事業に参加する場合のほか、本会所有の図書の閲覧、本会発行の図書の購入及び本会施設の利用等にあたって費用割引の特典を受けることができる。
3　特別会員に所属する者は、前号の特典を受けることができる。
4　正会員および学生会員は、学術論文誌「Journal of the Ceramic Society of Japan」及び協会誌「セラミックス」を、毎月、閲覧できる。ただし、新入会員及び年会費滞納会員への送付、閲覧資格については別途定める。
5　特別会員には、その級に応じて配付数を別途定める。

（一括扱い）

第12条　常時10名以上の会員が勤務又は在籍する学校、会社等においては、その所属する会員を一括して会費ほか代金の納入及び書籍の配付等の取扱いを受けることができる。
2　前項の場合、事前に本会に届出て会費又は代金を分納することができる。
3　一括扱いについては、その取扱いの責任者を本会に届出なければならない。

第　3章　代議員の選任

（代議員の選任）

第13条　本会の定款第6条第2項に定める代議員の選任は，代議員選任規程の定めるところによる。
2　代議員選任規程の制定及び変更は、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第　4章　役員候補の選任

（総則）

第14条　本会の定款第23条第1項に定める役員の候補者選任は、本細則の定めるところによる。

（役員候補者推薦委員会）

第15条　役員候補者を推薦するため、役員候補者推薦委員会を置く。
2　役員候補者推薦委員の任期は1年とする。
3　委員は、会長、筆頭副会長、副会長、専務理事とし、会長が委員長となる。

（役員候補者の選任）

第16条　正会員は役員候補者推薦委員会に役員候補として立候補を申し出ることができる。（立候補者）
1　会長は、役員候補者について、理事に推薦を求めることができる。（推薦候補者）
2　委員会は、全委員の過半数で成立し、議事はその過半数の同意をもって決議される。
ただし、議決権を委任した者は出席したものとする。
3　委員会は立候補および推薦のあった候補者のうちから次期役員候補者を理事会に推薦する。
4　理事会は、次期役員候補者を決定し、総会の前に協会誌「セラミックス」もしくは会員専用ウェブサイトにて会員に告知する。

第　5章　役員の職務

（総則）

第17条　役員の職務は、法令及び定款で定めるもののほかは本細則によるものとする。

（筆頭副会長及び副会長の業務分担）

第18条　筆頭副会長及び副会長は、理事会の議を経て担当する業務を分担することができる。

（専務理事の職務）

第19条　専務理事は常勤とし、定款第25条第4項の定めにより次の事項を担当し統括する。
(1)　日常業務の処理
(2)　事務局の管理
2　専務理事は、業務処理のため必要に応じ代表理事、副会長、業務執行理事の職務について代行する。

（会務の分担）

第20条　定款第25条第6項に定める筆頭副会長、副会長、常任理事が分担して担当する職務は、将来計画、支部・部会、会務統括、会員、経理、行事、会誌編集、表彰とする。
2　状況に応じて、一つの職務を複数の理事で分担すること、あるいは二つの職務を一人の理事

が兼ねることができる。ただし、複数で担当する場合は主担当の理事がその責を負う。
3　本条第一項に関連し委員会が設置される場合は、委員長の選任は理事会がこれを行う。
4　各常任理事の選任は、理事会がこれをおこなう。
5　理事会の決議により、定款 23 条に定める人数の範囲で代表理事、業務執行理事の他に理事を置くことができ、その一部の理事は特命事項を担当することができる。特命事項は会長の指示により理事会の決議により決定することとする。

第 6章　顧問会

（顧問会の設置）
第21条　本会は、定款第51条第1項に基づき顧問会を設置する。
2　顧問会の委員は、顧問、協会役員経験者、有識者及び役員の内から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　顧問会の議長は会長がこれにあたる。
（委員の構成）
第22条　顧問会の委員は、議長を含め 8 名以上15名以内とする。
（職務）
第23条　本会の活動状況、運営状況及び財務状況等の全般について、会長の諮問に応え俯瞰的な立場から会長に提言する。

第 7章　会議

（会議の設置）
第24条　本会は、定款第51条第1項に基づき別表3の会議を設置する。
2　各会議の議長は理事会で選任された筆頭副会長もしくは副会長の1名がこれにあたる。
（委員の構成）
第25条　各会議の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
2　各会議の委員数は下記のとおりとする。
戦略会議：議長を含め15名以内
運営会議：議長を含め20名以内
支部長・部会長会議：30名以内
（下部組織）
第26条　各会議は別表．3の職務遂行のために、その下に委員会・小委員会・ワーキンググループ等を設置することができる。

第 8章　委員会

（総則）
第27条　本会は、定款第51条第1項に基づき、本会の目的を達成するため、委員会を設置する。
2　委員会は、委員会に定められた業務の執行にあたる。
（委員会の運営）
第28条　委員会は、理事会で定める委員会通則及び各委員会規程に従い運営する。
2　前項の委員会規程の制定は、運営会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、改訂は、運営会議の承認を経て理事会に報告するものとする。
（委員会の種類）
第29条　本会に、別表．4の委員会を常置する。
2　必要な場合、理事会の承認を得て、臨時委員会又は専門委員会を設置することができる。
（委員長および委員）
第30条　委員長は、運営会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、会長が委員長を委嘱する。
2　委員は、委員長が選任し運営会議の承認を得て会長が委嘱する。

第 9章　部会

（総則）
第31条　本会は、定款51条第1項に基づき、本会活動をより効果的に推進するため部会を設置する。
（部会の運営）
第32条　部会の運営は、本細則のほか部会通則及び各部会が定める部会会則によるものとする。
2　部会は部会員を持って構成し、部会長の選任は支部長・部会長会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、会長が部会長を委嘱する。
3　部会長は、部会の状況を随時担当副会長に報告し、重要な事項については理事会の承認を得なければならない。
4　本会の会員は、希望する部会の全てに参加することができる。
5　部会は、支部長・部会長会議の承認を得て分科会をおくことができる。
6　前項の部会会則の制定は、支部長・部会長会議の議を経て理事会の承認を得るものとし、改訂は、支部長・部会長会議議長が理事会に報告するものとする。
（部会の種類）
第33条　本会に、別表．5の部会を設置する。
2　部会の設置、改組及び廃止は支部長・部会長会議の議を経て理事会の決議を得なければな

らない。
（経費）
第34条　部会には、経費の一部を支給する。
２　前項の支給額は理事会で定める。

第 10章　研究会

（研究会の設置）
第35条　本会は、定款51条第1項に基づき、セラミックスにおける学術的、萌芽的、学際的、業際的及び生産技術的研究・開発の発展を支援するため研究会を設置する。
２　研究会の運営に関しては理事会で別に定める研究会規約によるものとする。

第11章　出版物の発行

（総則）
第36条　本会は、定款第5条第2号に基づき、出版物を発行する。
（定期刊行物）
第37条　本会は、毎月、次の書籍を発行する。
（1）　学術論文誌（誌名　Journal of the Ceramic Society of Japan、　略称　JCS-Japan）
（2）　協会誌（誌名　セラミックス、略称　セラ誌）
２　前項2誌の休刊、増刊及び廃刊等の変更並びに新規定期刊行物の発刊は理事会の承認を経ておこなうものとする。
３　前項2誌に掲載される記事及び内容は、それぞれの編集委員会がみとめたものとする。
（随時刊行物）
第38条　本会は、セラミックスに関する専門書あるいは啓発出版物を時宜に応じて発行する。
２　随時刊行物の企画及び発行は、出版委員会が担当する。
（著作権）
第39条　本会の発行する出版物に掲載された報文、その他の記事等についての著作権は、著者との特別の約定がない限り本会に帰属するものとする。
（寄贈、交換及び処分）
第40条　本会の発行する図書（棚卸在庫）を寄贈、交換する場合には専務理事の承認を得なければならない。処分する場合には理事会の承認を得なければならない。

第12章　表彰

（表彰の種類）
第41条　本会の定款第5条第5号に定められた表彰の種類は別表.6のとおりとする。
（運営通則）
第42条　前条の別表．6の各賞についての、目的、募集（応募）方法、受賞資格、賞の内容及び選考等、それぞれの表彰の細目要件については、表彰委員会の議を経て理事会が各賞ごとに個別に定める各賞表彰規程によるものとする。
２　会長名による表彰の承認は理事会がこれを行う。
３　各賞の選考委員会はそれぞれ独立して設置され、選考委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
４　表彰受賞者は協会誌「セラミックス」に掲載する。

（臨時表彰）
第43条　本会は、理事会の議決を経て臨時に表彰をおこなうことができる。（特別表彰）

第13章　事務局

（職員の職務）
第44条　職員の職務は、理事会が別に定める事務処理規程によるものとする。
２　職員の服務及び労働条件等については就業規則によるものとする。

附則
1．この規程の改廃は理事会の決議を経て総会に報告する。
2．この規程は「整備法」第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2025 年 5 月 16 日理事会承認
2025 年 2 月 27 日理事会承認

2024年11月28日理事会承認
2024年7月19日理事会承認
2023年5月16日理事会承認
2022年7月19日理事会承認
2019年11月27日理事会承認
2019年7月30日理事会承認
2018年7月31日理事会承認
2018年5月15日理事会承認
2017年11月28日理事会承認
2014年11月26日理事会承認
2012年7月25日理事会承認
2010年7月30日理事会承認

別表．1　入会金

（円）

正会員	個人会員	1,000
	特別会員	10,000
学生会員		1,000

別表．2　会費

(a)　年会費

（円／年）

	協会誌配付方法	冊子+Web版	Web 版	特別会員　1級	370,000
正会員	個人会員	12,500	11,000	2級	310,000
	教育会員	7,300	6,500	3級	250,000
	シニア会員	6,000	5,500	4級	130,000
				5級	100,000
				6級	70,000
学生会員		—	5,000		

協会誌＝セラミックス誌。
論文誌は全ての会員カテゴリにおいて Web 版での配付を行う。
特別会員には別途決められた部数の協会誌を冊子版で配付する。

(2027 年 3 月 31 日まで)

(b)　会費一括納入制度　一括納入会費

年齢(一括納入の該当初年度 4 月 1 日時点)	一括納入会費
60 歳～64 歳	50,000 円
65 歳以上	40,000 円

・会費一括納入制度適用者の会員種別は、65 歳未満の者は個人会員、65 歳以上の者はシニア会員とする。ただし、65 歳未満の者でも、既にシニア会員もしくはシニア会員の資格を満たす者は、会員種別をシニア会員とする。
・セラミックス誌は Web 版で閲覧頂くことを基本とするが、冊子を希望する会員からは 3 年間分の実費として 10,000 円を徴収し、一括納入後 3 年間は冊子を発送する。
・新規入会とともに一括納入制度を利用する場合は、別表 1 で定める入会金(1000 円)を納入する必要がある。

(2027 年 4 月 1 日から)

(b)　会費一括納入制度　一括納入会費

年齢(一括納入の該当初年度 4 月 1 日時点)	一括納入会費
65 歳～69 歳	50,000 円
70 歳以上	40,000 円

・セラミックス誌は Web 版での閲覧となります。
・新規入会とともに一括納入制度を利用する場合は、別表 1 で定める入会金(1,000 円)を納入する必要がある。

別表．3　会議

戦略会議	将来構想に基づく中期計画案作成
	各事業評価に基づく次年度事業予算作成方針の作成
	そのほか、会長および理事会からの諮問事項の検討
運営会議	定款及び諸規程のほか、協会のガバナンスに関する事項
	委員会の諸規程、構成員に関する事項
	総務、経理（協会財務）に関する事項
	事務局に関する事項
支部長・部会長会議	支部・部会の業務に関する事項
	支部・部会の諸規程、構成員に関する事項

別表．4　委員会

科学・技術委員会	科学・技術研究の情報を集約し、協会として対外発信する提言を策定する。
	・政府機関及び関連学協会連合体との研究及び調査活動の連携に関する事項
	・科学・技術研究に関する協会のロードマップの策定とローリングに関する事項
	・部会の設置と改廃に関する事項
	・研究会の採択、継続、廃止に関する事項
	・その他学術並びに科学・技術研究の推進とその建議に関する事項
国際交流委員会	海外の関連諸団体との国際交流活動を通してグローバル戦略を検討し提言する。
	・国際会議への協会派遣団に関する事項
	・協会主宰の国際会議に関する事項
	・国際交流事業準備資金の管理に関する事項
	・アジア版ジャーナルに関する事項
	・国際交流奨励賞に関する事項
	・その他国際交流の推進に関する事項
行事企画委員会	年会・秋季シンポジウムの計画を策定し、その運営を統括する。
	・年会及び秋季シンポジウムに関する事項
	・学術写真賞および年会優秀ポスター賞に関する事項
	・関連学協会及び団体の研究発表会等行事の共催、協賛等連携に関する事項
論文誌編集委員会	学術論文誌「Journal of the Ceramic Society of Japan」の刊行を統括する。
	・論文誌の企画に関する事項
	・投稿規程、投稿原稿の審査及び採否の決定とその処理に関する事項
	・JCS-JAPAN 優秀論文賞・優秀総説賞、JCS-JAPAN 査読貢献賞に関する事項
	・その他論文誌の編集に関する事項
協会誌編集委員会	協会誌「セラミックス」の刊行を統括する。
	・協会誌の企画に関する事項
	・原稿の依頼及び整理並びに投稿原稿の採否の決定とその処理に関する事項
	・その他協会誌の編集に関する事項
出版委員会	あらゆる発行媒体による専門書あるいは啓発書等の随時出版物の発行を統括する。
	・随時出版物の企画及び原稿依頼、編集に関する事項
	・出版社との契約に関する事項
	・その他随時出版物に関する事項

広報委員会	協会ホームページを活用した広報活動を統括する。
	・協会ホームページの全体企画に関する事項
	・協会ホームページのコンテンツの充実及び更新に関する事項
	・その他電子情報を利用した広報活動に関する事項
	・一般的な広報（プレスリリース）
標準化委員会	標準化に関する機構及び団体と連携し標準化推進及び協会規格の保守を統括する。
	・国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準化会議（IEC）規格に関する事項
	・日本工業規格（JIS）に関する事項
	・日本セラミックス協会規格（JCRS）及び同標準物質（JCRM）の認証に関する事項
	・その他標準化に関する事項
教育委員会	教育の場における効果的なセラミックスに関する教育について検討し実践する。
	・大学ほか教育機関及び企業内における教育の普及に関する事項
	・セラミックスの教育に関する講習会或いは講演会の実施に関する事項
	・生徒、児童への啓発活動に関する事項
	・その他セラミックスの教育に関する事項
ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）推進委員会	本会における DEI 推進にかかること
	・本会における DEI 推進にかかる目標の設定に関すること
	・本会における DEI 推進にかかる施策の提案に関すること
	・本会における DEI 推進にかかる施策の実施に関すること
	・その他、DEI 推進および男女共同参画に関すること
	・本委員会の業務に関係する諸機関との活動、連絡ならびに協力に関すること
産学連携委員会	協会活動を一層活性化するために、「産学連携強化」の諸施策を検討し、実施推進する。 本会の産学連携推進に関する事項
	・年会、秋季シンポジウムでの産学連携活動に関する事項
	・HP、協会誌を活用した産学連携活動の広報に関する事項
	・その他協会における産学連携プラットフォームに関する事項
表彰委員会	本会の表彰制度の相互整合性と価値について俯瞰的に検討する。
	・表彰制度の規程、新設、改廃に関する事項
	・委員会の下に設置された選考委員会による受賞候補者の選考に関する事項
行事戦略委員会	中長期的な年会、秋季シンポジウム等協会主催行事の活性化を目的として、開催方針を策定する。
	・開催方式に関する事項
	・開催場所に関する事項
	・その他行事開催方針に関する事項
会員・サービス委員会	会員増強、会員サービス向上のための施策を検討する。
	・会員の入退会、増強に関する事項
	・会員サービス施策に関する事項

別表．5　部会

1.　基礎科学部会
2.　資源・環境関連材料部会
3.　陶磁器部会
4.　ガラス部会
5.　珐瑯部会
6.　セメント部会
7.　エンジニアリングセラミックス部会
8.　電子材料部会
9.　生体関連材料部会

別表．6　表彰

1．日本セラミックス大賞	
2．日本セラミックス協会功績大賞	
3．日本セラミックス協会功労賞	
4．日本セラミックス協会フェロー表彰	
5．日本セラミックス協会学術賞	
6．日本セラミックス協会進歩賞	
7．日本セラミックス協会技術賞	
8．日本セラミックス協会技術奨励賞	
9．セラミックス貢献賞	技能部門
	技術・研究部門
	教育・試験部門
10．協会活動有功賞	
11．JCS-JAPAN 優秀論文賞・優秀総説賞	
12．国際交流奨励賞	
13．日豪合同セラミックス賞	
14．日本セラミックス協会学術写真賞	
15．日本セラミックス協会年会優秀ポスター発表賞	
16．JCS-JAPAN 査読貢献賞	
17．日本セラミックス協会セラミックス遺産	